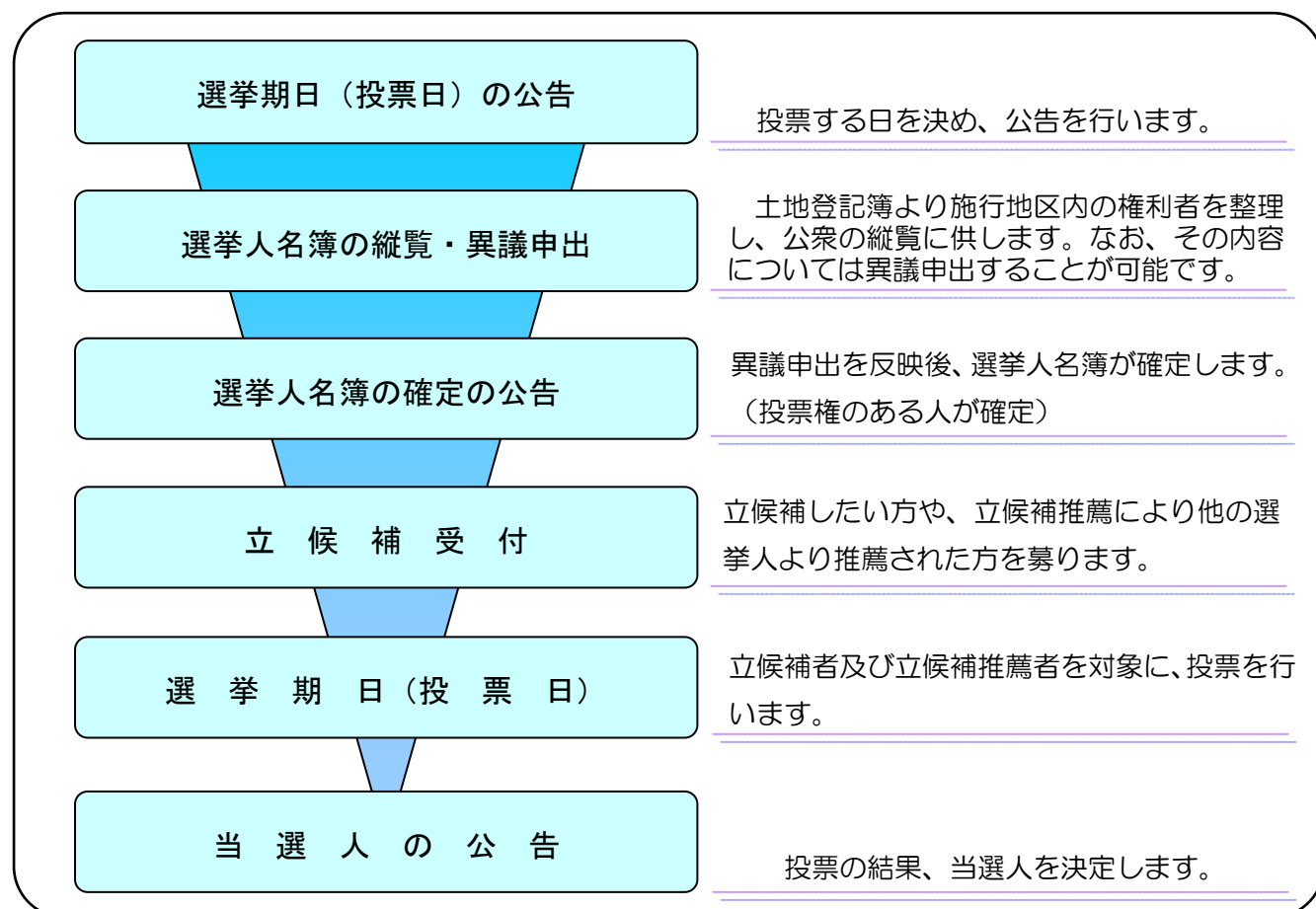


土地区画整理審議会について

土地区画整理審議会は、土地区画整理法（以下、法）第 56 条に基づき、地方公共団体等が施行する土地区画整理事業において、各々の土地区画整理事業ごとに設けられる審査機関です。

審議会の目的：施行地区内の権利者の意見の事業への反映、および公正な執行の確保
委員の定数：土地所有者および借地権者の中から 8 名、学識経験者 2 名の計 10 名
任 期：5 年
審 議 事 項：施行者が換地計画を作成しようとする場合
仮換地を指定しようとする場合
意見書の提出があった際の内容を審査する場合
土地の評価を行うために評価員を選任する場合 等々

● 審議会委員決定までの流れ



● 注意点

審議会委員選挙人名簿に登載される名前は、原則的に、土地登記簿にもとづいた調査によるものです。

よって、今回ご案内した権利の申告に心当たりのある方は、当パンフレットにしたがって申告・届出を済ませてください。